

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

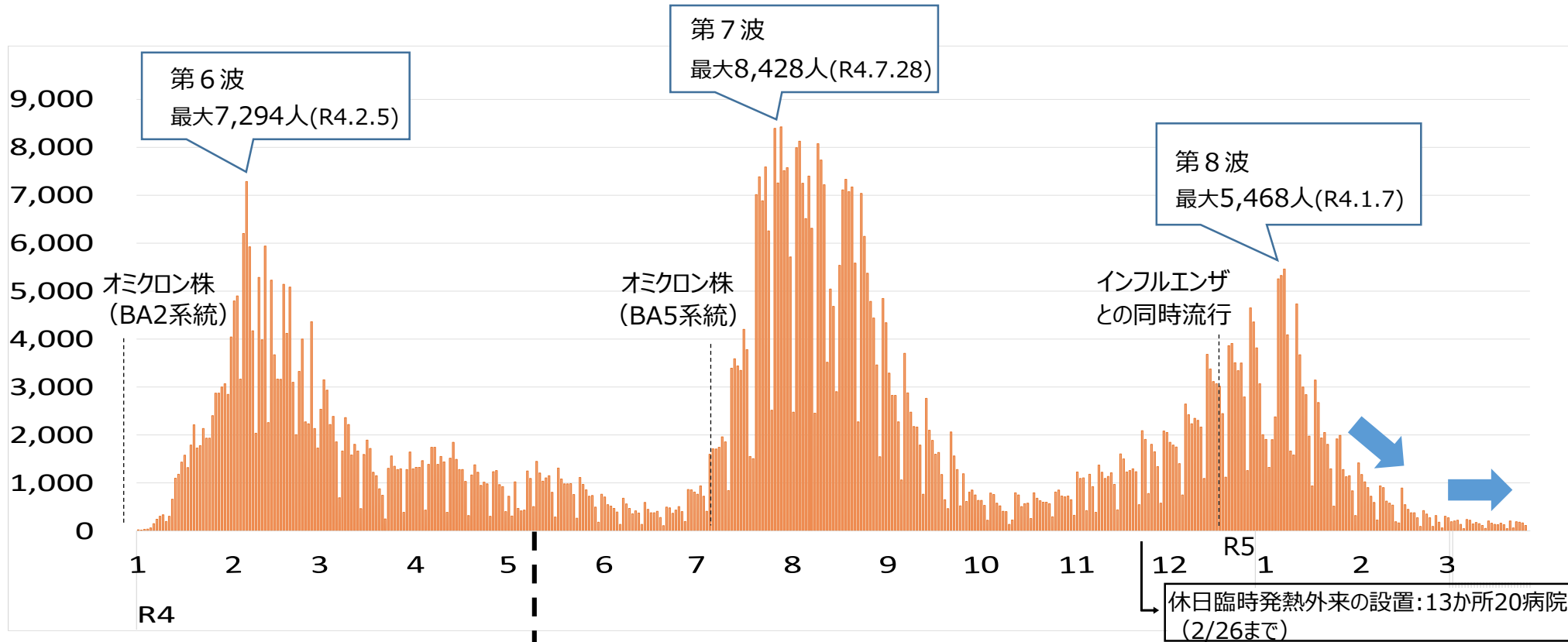
令和5年3月29日（水）
14時30分～
市役所5階 大応接室

次 第

議 題

- （１）新型コロナウイルス感染症の現状について
- （２）２類から５類への移行（５/８）を踏まえた今後の対応について
- （３）大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について
- （４）その他

○ 市内新規陽性者は5,468人（R5.1.7）をピークに減少が続いていたが、下げ止まり傾向もみられる



1万人/日の市内陽性者に対応可能な保健所体制を構築・維持

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター 最大388回線（第8波最大608回線） ・ファーストタッチ 約200人体制、対象の一部重点化、SMSの活用 ・ハースス入力 新システム導入等のICT活用による迅速化 ・配食サービス 希望する全自宅療養者への配食能力（7社により1日1万件以上確保） ・入院搬送 民間救急車両11台（うち7台は24時間対応） ・高齢者施設 市独自のチーム（介護士等を含む）による感染制御支援、施設の専用回線・メール | <p>専門職が担ってきた業務の役割分担の見直しにより、事務職の民間人材を大幅活用</p> |
|---|--|

(参考) 発生状況

	月	火	水	木	金	土	日	合計	前週比
	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/6~3/12	
大阪市	49	237	218	146	178	155	113	1,096	0.78 倍
府全体	202	733	641	474	475	536	424	3,485	0.76 倍
	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/13~3/19	前週比
大阪市	55	209	162	137	130	161	132	986	0.90 倍
府全体	190	597	494	410	347	389	348	2,775	0.80 倍
	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/20~3/26	前週比
大阪市	51 (0.93 倍)	203 (0.97 倍)	66 (0.41 倍)	194 (1.42 倍)	183 (1.41 倍)	165 (1.02 倍)	112 (0.85 倍)	974	0.99 倍
府全体	135	556	230	537	540	501	339	2,838	1.02 倍
	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	3/27~3/28	前週比
大阪市	50 (0.98 倍)	174 (0.86 倍)						224	—
府全体	161	475						636	—

(参考) 感染拡大の兆候を感知するための見張り番指標（20・30代新規陽性者数 7 日間移動平均前日比）

	3/22(水)	3/23(木)	3/24(金)	3/25(土)	3/26(日)	3/27(月)	3/28(火)
若年層の増加傾向	0.89	1.07	1.13	1.09	1.01	1.01	1.04

各種事業の継続・廃止について

各種事業の継続・廃止について

健康局 ①

5類移行後（5月8日(月)以降）の新型コロナの対応方針

○ 国の方針（概要）

医療提供体制の見直し	・ <u>行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行</u> ・ <u>自宅療養者への対応について、発熱時等の受診相談機能や陽性者の体調急変時の相談機能を継続</u>
高齢者施設等における対応	・ 引き続き適切に入院できる体制を確保しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化等を進め、 <u>各種の施策・措置は当面継続</u>
公費支援の取扱い	・ 急激な負担増を回避するため、 <u>医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について期限を区切って継続（検査は原則廃止）</u>
ワクチン接種	・ <u>特例臨時接種（自己負担なし）を令和5年度末まで延長</u> ・ <u>秋冬に初回接種を終了した5歳以上の全ての者を対象に接種を行い、高齢者等重症化リスクが高い者等には春夏に追加で接種</u> ・ <u>個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当</u>

○ 大阪府の方針（概要）

オール医療体制の構築	・ <u>原則、医療機関間による対応</u>とし、入院調整困難事例（重症患者や妊産婦、小児、透析患者等）は、圏域での入院調整を推進 ・ 従来の受入医療機関には、継続的な新型コロナ入院患者の受入を要請（※<u>入院調整困難事例は行政により調整を支援</u>）
高齢者等ハイリスク者への対応強化	・ <u>高齢者施設等や介護事業者等における感染防止対策（定期検査、介護従事者等への研修等）</u> ・ <u>保健所によるクラスター発生時の感染制御等に係る支援</u>
府民の備えと対応	・ 流行状況と場面に応じた自主的な感染防止対策、検査キット・解熱鎮痛薬等の備蓄と自己検査・自主的療養等の推奨
ワクチン接種	・ 国の方針を踏まえつつ、接種の実施主体である市町村及び地域の医療機関等での対応へ段階的に移行

各種事業の継続・廃止について

健康局 ②

○ 大阪市の方針：国・府の方針を踏まえて、移行期間に必要な対応に着実に取り組む

医療・相談体制	・ <u>相談体制については、受診相談機能（体調急変時等の専門相談）を維持し、一般相談（医療機関案内等）にも対応</u> ・ <u>入院調整は原則、医療機関間による対応とし、調整困難事例は行政による対応を継続</u> ・ <u>十三市民病院のコロナ専門病院としての運用を終了（府の求めに応じて、公的医療機関としての対応を図る）</u>
高齢者施設等への対応	・ <u>原則、現行の取組を継続し、重症化リスクの高い高齢者が多い高齢者施設等を引き続き支援</u>
ワクチン接種	・ <u>集団接種会場の設置を見送り、個別接種を中心とする体制に移行し、春・秋開始の特例臨時接種に対応</u>

【 継続・一部継続するもの 】

事業名称

感染状況の把握・公表

- ・ 医療機関からの発生届
 - ・ 医療機関からの年代別人数報告
 - ・ 陽性者登録センターへの登録者数
- 把握した陽性者数を市ホームページで毎日公表

インターネットFAX・AI-OCR
を活用してHER-SYS入力
MIO-SYSを活用して集計

一部継続

今後の方針

定点報告に移行

- ・ 市内の定点医療機関から保健所へ週 1 回人数報告
 - ・ 市ホームページで週 1 回定点数を公表（インフルエンザ同様の扱い）
- ※ HER-SYSの代行入力(発生届・人数報告)は終了

各種事業の継続・廃止について

健康局 ③

事業名称

コールセンター（受診相談センター、一般相談センター）

- ・ 受診相談センター(看護師等)：最大 88回線

重症化リスクがある患者の
体調急変時の相談の他、
専門的な相談対応

- ・ 一般相談センター(事務職等)：最大300回線

発熱時の受診可能な医療
機関案内の他、一般的な
相談対応

最大388回線
で対応
第8波最大は
608回線

継続

こころの相談窓口

- ・ 新型コロナこころの悩み相談電話（市設置）
- ・ 新型コロナこころのフリーダイヤル（府・堺市と共同設置）
- ・ こころの悩み電話相談
- ・ こころの健康相談統一ダイヤル

専用
相談

通常
相談

一部継続

入院調整

- ・ 入院が必要な方に対し、府フォローアップセンターと連携して調整

一部継続

今後の方針

受診相談機能を維持し、一般相談にも対応

- ・ 受診相談センター(看護師等)：最大 88回線

体調急変時の対応に備え、
現行回線数を維持

- ・ 一般相談センター(事務職等)：最大170回線

第8波時の最大受電相当数
に対応可能な回線数を設置

最大258回線

移行期間経過後はコールセンターは終了し、通常の相談体制で対応

コロナ専用電話は終了し、通常の相談体制に移行

- ・ こころの悩み電話相談・こころの健康相談統一ダイヤルは引続き対応

原則、医療機関間の入院調整とし、調整困難事例は行政対応を継続

移行期間経過後は、医療機関間による調整へ移行

事業名称

高齢者施設等の支援

〔早期覚知〕

- ・ 専用報告メール、コールセンターにより把握

〔感染制御〕

- ・ 陽性者を覚知後、電話等による調査を実施
- ・ 必要に応じ、市独自感染制御チーム(介護士等を含む)を派遣

〔医療提供〕

- ・ 入院調整用直通電話（必要に応じて入院調整を実施）

〔感染の防止〕

- ・ 陽性者発生時、入所者への検査を実施
- ・ 施設従事者への定期検査〔福祉局と連携〕

入所系：2週間に1回（PCR検査）
※ 府制度と併用（3日に1回の抗原検査）
通所系・訪問系：1週間に1回（PCR検査）

継続

今後の方針

継続

〔早期覚知〕

- ・ 専用メール、コールセンターによる把握を継続

〔感染制御〕

- ・ 覚知後の調査は、入所者1名以上の陽性者で電話等による疫学調査を実施（府は集団発生等に重点的に対応）
- ・ 市独自感染制御チーム（介護士等を含む）の派遣を継続

〔医療提供〕

- ・ 入院調整用直通電話を継続（調整困難事例は行政が対応）

〔感染防止〕

- ・ 陽性者発生時の入所者への検査を継続
- ・ 施設従事者への定期検査を継続（福祉局と連携）
※ 検査方法・頻度は調整中（府も調整中）

各種事業の継続・廃止について

健康局 ⑤

事業名称

自宅療養者への往診

- ・大阪コロナオンライン診療・往診センター（府設置）と連携し、24時間体制で医師によるオンライン診療・往診を案内

継続

入院医療費への公費負担

- ・コロナの入院医療費（治療薬含む）について、全額公費負担
- ・申請に基づき、保健所が事務処理

一部継続

通院医療費への公費負担

- ・コロナの通院医療費について、全額公費負担
- ・事務処理は府が対応

一部継続

今後の方針

継続

- ・引き続き、府のコロナオンライン診療・往診センターと連携して
医師によるオンライン診療・往診を案内
※府のオンライン診療・往診センター事業が継続される場合

通常入院費への公費負担は終了

- ・ **治療薬の自己負担額は引き続き無料（9月末まで）**
- ・ **高額療養費制度の自己負担限度額から2万円減額（9月末まで）**
（2万円未満の場合はその額）

→ 医療機関・審査支払機関により対応

※5/8以降入院分の公費負担処理にかかる保健所業務は終了

診療費への公費負担は終了

- ・ **治療薬の自己負担額は引き続き無料（9月末まで）**

各種事業の継続・廃止について

健康局 ⑥

【原則、終了するもの】

事業名称

ファーストタッチ・健康観察

- ・高齢者等重症化リスクの高い方を対象に電話でファーストタッチ
- ・発生届、陽性者登録センター登録者を対象にSMSを送信
- ・各区保健福祉センターで必要に応じて健康観察を実施

入院搬送

- ・入院が決定した方を病院まで搬送
(民間救急11台(うち7台は24時間対応)、搬送タクシー5台)
- ・入院待機ステーションの運営

宿泊療養施設調整

- ・入院できない方、自宅療養が困難な方に対し、府が確保する
宿泊療養施設での療養を調整

検査への公費負担

- ・コロナの検査費用について、全額公費負担

廃止

廃止

廃止

廃止

今後の方針

終了

〔発生届・陽性者登録センターの廃止に伴い、
行政によるプッシュ型の健康観察は終了〕

終了

〔5類移行後は、入院措置・隔離措置がなくなるため終了
公共交通機関、自家用車、医療機関の搬送車、消防救急を利用〕

終了

〔5類移行後は隔離措置がなくなるため府確保の宿泊施設が終了
※ 介護的ケアが必要な高齢者は入院〕

終了

〔国方針により、検査キットの普及や他疾患との公平性を
踏まえて公費負担を終了〕

各種事業の継続・廃止について

健康局 ⑦

事業名称

配食サービス

- ・ 自宅療養中の希望者に対して 4 日分の配食を実施（症状軽快後、24時間経過した方等は対象外）
- ・ 2,500食/日×7社＝1万7,500食/日の能力確保

パルスオキシメーター貸与

- ・ 宿泊・自宅療養中の希望者に対して、パルスオキシメーターを貸与

十三市民病院の専門病院化

- ・ コロナ患者専門病院として常時70床を確保

【新型コロナワクチン接種】

新型コロナウイルスワクチン接種

- ・ 個別接種に加え、集団接種会場を開設して対応

今後の方針

廃止

終了

（5 類移行後は隔離措置がなくなるため終了）

廃止

終了

（5 類移行後は健康観察終了のため、体調の自己管理を働きかけ）

廃止

専門病院としての運用は終了

（通常医療への移行方針に伴い、運用終了
ただし、府の求めに応じて、公的医療機関としての対応を図る）

継続

国の方針を踏まえ、特例臨時接種を継続（令和5年度中）

・個別接種中心の体制に移行【別紙】

1 国の方針

【特例臨時接種の延長】

令和5年度の1年間は、特例臨時接種の実施期間を延長（自己負担なしで接種可能）

【接種対象者】 ※ 初回接種は、引き続き生後6か月以上の全ての未接種者を対象に実施

対象者（初回接種を終了した以下の方）	春開始接種 (5/8～8月)	秋開始接種 (9月～12月)	公的関与 (接種勧奨・努力義務)
・ 重症化リスクが高い65歳以上の高齢者	○	○	あり
・ 5歳以上の基礎疾患を有する者 その他重症化リスクが高いと医師が認める者			
・ 医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者			なし
・ 追加接種可能な上記以外の者	×		

※ 小児(5～11歳)のオミクロン株対応ワクチン接種（3月8日(水)開始）は、令和5年秋接種開始まで実施

【接種体制の整備】（令和5年3月7日厚生労働省通知）

- 2023年度の接種体制については、現時点では**短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれず、**また、新型コロナワクチンの安定的な体制の下での接種を見据えると、**個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当**である。
- 各種類のワクチンについて、都道府県ごとに少なくとも1か所接種可能な医療機関等を確保する必要があることには引き続き留意する必要があるが、**必ずしもそのために集団接種会場を設ける必要はない。**

2 市の対応

(1) 接種体制

- **令和5年度の接種体制は、集団接種会場の設置を見送り、個別接種を中心とする体制へ移行する。**

【理由】・ 国方針が「個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当」としていること。

- ・ 春・秋の各接種期間内に、個別医療機関で想定希望者の接種が可能

(参考) 個別医療機関の接種能力

1,620機関：約10万回/週＝約40万回/月

(2) 追加接種計画

- 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン）の接種者全員が追加接種を希望すると想定した場合、春・秋の各接種期間に個別医療機関で接種が可能

	春開始接種（5/8～8月）	秋開始接種（9月～12月）
想定希望者 〔R4秋接種（オミクロン株 対応ワクチン）接種者〕	約60万人（うち、公的関与 約50万人） （初回接種済は約83万人）	約90万人（うち、公的関与 約50万人） （初回接種済は約200万人）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
個別医療機関接種能力 （約10万回/週）	40万	40万	40万	50万	40万	50万	40万	40万
	約170万回				約170万回			

※ 公的関与＝接種勧奨・努力義務

(3) 相談・案内体制

- 引き続き、「大阪市コロナワクチンコールセンター」を開設（9～18時）し、ワクチンに関する相談対応を行う
- 大阪市コロナワクチンマップ[°]（市ホームページから個別医療機関をグーグルマップ上で検索可能）を継続運用

(4) 接種券発送

- 対象者にかかる接種券については、次の通り

対象者	現状	接種券
オミクロン株対応ワクチン 未接種の方	従来型ワクチン接種の一定期間経過後 に接種券を送付済み	既に送付済みの接種券で接種が可能 (新たに接種券は発送しない)
オミクロン株対応ワクチン 1回接種済みの方	令和4年のオミクロン株対応ワクチンは 1人1回のみの接種のため 新たな接種券は送付していない	対象者(約90万人)に、 4/19(水)から段階的に発送 (問合せの集中を避けるため、15~25万通ずつ発送)

- 春開始接種の対象者(高齢者等)は、医療機関で自己申告の上、接種を受ける **(5/8(月)から春接種開始)**
- 春開始接種を受けた方には、一定の期間経過後に秋開始接種用の接種券を発送

〔オミクロン株対応ワクチン1回接種済の方への接種券発送イメージ〕※ 前回接種の早い方から段階的に送付

オミクロン株対応ワクチン接種日	接種券発送	
~R4.11.7	4月19日(水)	春接種開始(5/8(月))までに 段階的に発送
R4.11.8~11.21	4月21日(金)	
R4.11.22~12.7	4月25日(火)	
R4.12.8~R5.1.5	4月27日(木)	
R5.1.6~2.14	5月1日(月)	
R5.2.15~2.21	5月12日(金)	前回接種から 3か月後を目途に発送
R5.2.22~2.28	5月19日(金)	
R5.3.1~3.4	5月26日(金)	

⋮

⋮

各種事業の継続・廃止について

福祉局

事業名称

●保険料の減免（財源：全額国費）

新型コロナウイルス感染症の影響により、
一定額以上収入が減少した世帯等が対象

- ・国民健康保険料
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料※

廃止

●傷病手当金の支給（財源：全額国費）

新型コロナウイルス感染症の影響により、
労務に服することができなくなった方が対象

- ・国民健康保険事業
- ・後期高齢者医療事業※

廃止

今後の方針

国より、令和4年度相当分の保険料までで、減免に対する財政支援を終了する旨が通知されたことから、**令和5年3月31日**をもって減免を終了予定。

※なお、収入が回復しない場合は、既存の所得に応じた保険料軽減措置の対象となる。

国より、**令和5年5月7日**をもって、傷病手当金に対する財政支援を終了する旨が通知されたことから、通知内容を踏まえて終了予定。

※ 後期高齢者医療事業にかかる保険料減免・傷病手当金の実施主体は大阪府後期高齢者医療広域連合

各種事業の継続・廃止について

教育委員会

こども青少年局

事業名称

今後の方針

学校園における新学期以降のマスクの取扱い等

学校教育ICT活用事業
(家庭でのオンライン学習環境の整備)

スクールサポートスタッフ配置事業
(「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策)

新型コロナウイルス感染症による保育所等保育料の
日割り減免措置について

継続

継続

廃止

- ・4月1日以降、児童生徒等や教職員にマスク着用を求めないことを基本とする。ただし、マスクの着用が推奨される場面では着用を推奨。
- ・学校教育活動の中では、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じる。
- ・5月8日以降の感染症対策については、国の動向をふまえ検討。

学級休業時等の学びの保障として、家庭でのオンライン学習等を実施するため、引き続き通信環境を整備。
令和6年度以降の実施については、今後検討。

学校において一定の感染症対策を講じるため、引き続き実施。
令和6年度以降の実施については、国の動向をふまえ検討

国の見解では感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等については原則開所とし、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっている。

上記の見解を受け、市としては国規則に基づき保育料減免は令和5年3月31日で廃止。休園の要請も行わない。

各種事業の継続・廃止について

その他 ①

事業名称

今後の方針

消防局

救急活動用資器材の購入

継続

令和 5 年度予算に計上しており、計画どおり購入

危機
管理室

避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）の改訂について

継続

区役所と連携し改訂版を作成し、市民へ周知していく。

経済
戦略局

スポーツ施設における空調設備改修

継続

令和 5 年度予算に計上しており、計画どおり改修

これまでの感染拡大防止に向けた協力金等（参考）

[illegible]

緊急事態宣言期間

まん延防止措置期間

☆ 国及び大阪府の予算で実施

★ 市の予算も含まれている事業

◎ 市の予算のみで実施

大阪市新型コロナウイルス感染症 対策本部の廃止について

資料 3

現行

5類移行後

国

特措法

新型コロナウイルス
感染症対策本部

本部長：内閣総理大臣
事務局：内閣官房

閣議決定

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

議長：内閣総理大臣
事務局：内閣官房

大阪市

特措法及び行動計画

大阪市新型コロナウイルス
感染症対策本部

本部長：大阪市長
事務局：危機管理室

行動計画

大阪市新型インフルエンザ等対策会議

議長：健康局長（必要に応じ特別職が参加）
事務局：健康局

現在、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画において、対策本部設置前段階は新型インフルエンザ等対策会議を通じ庁内一体となった取組みを推進することとなっている。

今後、必要に応じて特別職が参加することを行動計画に追記する。